

不法無線局・重要無線通信妨害への対応

放送、航空、消防、警察等が使用する重要無線通信に対する妨害は、国民生活に重大な影響を及ぼします。当局では、重要無線通信に対する混信等の申告に対し、迅速な調査等を行うなど妨害源の早期排除を図っています。

また、近年、電波を利用した家電製品がネット販売、量販店等により、一般に多く流通しています。電波を利用する機器であっても、発射する電波が電波法で定める「著しく微弱」の範囲内であれば無線局の免許は必要ありませんが、この範囲を超えて、重要無線通信に妨害を与える事例も全国各地で生じています。

【重要無線通信妨害への対応スキーム】



テレビ受信ブースターが妨害源の事案

